

貸出事業

社会福祉法人 川口市社会福祉協議会
福祉支援課

所在地：川口市青木3-3-1

問合せ：048-252-1294

車いす貸出 サービス

高齢者や障害者、傷病者などで外出が困難になり、在宅生活で一時的に車いすを必要とするかたに、車いすを貸出します。

※介護保険などの公的サービスにより車いすのレンタルができるかたは利用できません。

※予約制ではございません。

料金：1週間以内無料 以降1週間毎100円

貸出期間：最長3カ月

利用方法：下記の貸出し場所までお越しいただき、申請書をご記入ください。

(在庫に限りがございますので、事前にご確認ください。)

貸出場所：①青木会館 月～金曜日(祝日・年末年始は除く)

所在地：川口市青木3-3-1 2階 福祉支援課

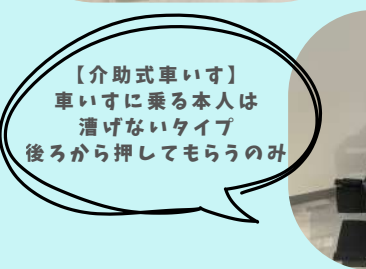
②やすらぎ会館 月～金曜日(祝日・年末年始は除く)

所在地：川口市南鳩ヶ谷6-8-16

※開所時間はどちらも8時30分～17時15分



【自走式車いす】
車いすに乗る本人も
漕ぐことができるタイプ
後ろから押すことも可能



【介助式車いす】
車いすに乗る本人は
漕げないタイプ
後ろから押しってもらうのみ



【子ども用車いす】
おおよそ小学校低学年
までのお子さん向け

車いす引き取りサービス
車いすの返却時に限り、有料で職員がご自宅に訪問し、
車いすを引き取ります。※貸出し時の運搬は行いません。
料金：1回 1,000円

こののほり旗が
目印です!



車いす スターション

短期間で車いすの貸出しが必要なかたに対し、より身近な地域で利用できるよう、車いすスターションにて車いすを貸出します。

※保管台数には限りがあり、お断りする場合がございます。

料金：無料

貸出期間：1週間以内

※1週間以上車いすが必要なかたは、青木会館またはやすらぎ会館にて貸出しをします。

利用方法：必ず事前に車いすスターションへご連絡ください。

貸出し可能な場合、貸出し場所にて申請書をご記入ください。

貸出場所：川口市内21カ所(令和8年1月現在)

※詳細は、左の二次元コードを読み取り、車いすスターション(裏面)をご覧ください。



福祉車両貸出サービス

常時車いすを使用しているかたなどに、車いすのまま乗り降りできるスロープ式の福祉車両を貸出します。
※運転者や介護者は利用者で確保してください。

車種：①フリード ②AZワゴン(軽) ③N-BOX(軽)
※電動車いすやリクライニング式の車いすなどの使用はできません。

対象者：高齢者や障害者で常時車いすを使用し、移動に車両を必要とするかた

登録料：1,500円(年度初回のみ)

※4月1日から翌年3月31日までを基準とし、年度ごとに登録が必要となります。

※運転免許証を確認し、利用登録料をお支払いいただきます。

使用料：無料

※ガソリン、駐車場、有料道路などの費用は、利用者の自己負担となります。

利用方法：空き状況を電話にてご確認の上、予約してください。

※最長3日間まで(月4回まで利用可能)

貸出場所：青木会館 月～金曜日(祝日・年末年始は除く)

所在地：川口市青木3-3-1 2階福祉支援課

福祉車両(外観)
スロープを出すと
こんな感じです。



福祉車両(内観)
車いすは固定できるので、
利用者のかたも
安心して乗車できます。



社協会員 ご加入のお願い

社協とは？

社会福祉協議会(社協)は、社会福祉法に基づき設置される、地域福祉活動を進める民間の非営利団体です。

市民の皆さまとともに福祉のまちづくりをしていくため、会員制度を実施しています。

会員になっていただくこと...

会員制度は、「会費というかたちで福祉活動に参加・協力していただく助けあいの制度」です。

皆さまからいただいた会費の50%は市社協の活動費となり、貸出事業をはじめ、地域の助けあい活動を支えています。

会員になっていただけるかたが多ければ多いほど、地域の福祉活動が元気になるいさまざまな支援を続けていくことができます。

ぜひ会員にご加入いただき、社協を応援してください!!

※いただいた会費のもう半分の50%は会員の地域の地区社協に配分し、地域独自の福祉活動費として活用されます。



社協ホームページ

川口市社協マスコット
「社助」



R8.2作成